

いじめ防止等のための基本的な方針

長野市立信州新町中学校

一 いじめ防止等の対策ための基本的な方針

本方針は、「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年法律第 71 号）第十三条により、長野市立信州新町中学校のすべての生徒が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、いじめ防止等を目的に策定した。

1 学校のいじめ防止等の対策の目指すもの

本校の学校教育目標は、「希望・真心・努力」であり、めざす生徒の姿は、「夢や希望を持ち、何事も前向きに取り組む生徒」、「自己を見つめ、他を認め、互いに磨き合う、自立した生徒」、「地域に生き、郷土や人や自然を愛し大切に作る生徒」が掲げられている。その基となる「いじめ未然防止」と「いじめのない学校づくり」を最重要項目と考え、思いやりと助け合いの心を持ち自他共に支え合う人間関係を築く中で、夢や希望を持ち何事も前向きな学校生活の中を送ることができるようにする。

2 学校のいじめ防止等に関する基本的な考え方

本校では、いじめはどの子どもにも起こりうるという事実を踏まえ、「いじめは人権侵害であり、決して許されるものではない」ことを念頭に、すべての生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止に取り組む姿勢を全教職員で示す。また、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校が迅速かつ組織的に対応するために、「いじめ・不登校適応指導委員会」を設置していじめに対する認識を全教職員で共通理解する。

(1) いじめの未然防止

集団の中では、生徒同士のトラブルは起こる可能性があるものである。そうしたトラブルがいじめ問題に発展しないように、すべての生徒を心の通う人間関係が構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない学校、学級等の集団をつくることを第一と考える。そのためには、「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい集団をつくる（未然防止）」という考え方への転換が 欠かせない。すべての教育活動において、次の点を念頭に置いた活動を行う。

- 生徒に「いじめは絶対許されない」ことへの理解を促すとともに、生徒の豊かな情操や道徳心を育み、お互いの人格を尊重し合える態度や心の通い合う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- 生徒が学びがいを実感できる教育活動を展開するとともに、安心して学習することができる規律ある学習環境づくりに心がける。
- いじめを行ってしまう背景にも着目し、ストレス等の要因に適切に対処できる力を育むとともに、自己有用感や充実感を感じられる集団づくりを進める。

(2) いじめの早期発見

いじめの兆候にいち早く気づくことで迅速な対応が可能となり、問題の深刻化を防ぐことができる。全ての大人が連携し、「いじめを見逃さない」という姿勢で生徒の変化に目を配ることが必要である。

- いじめは周りから分かりにくい形で行われることがあることを認識し、ささいなけんかやふざけ合いであっても 軽視しない。
- いじめに進行する可能性のある事象について、早い段階から適切に関わりをもつ。その際、一人で判断するだけでなく、「報告・連絡・相談」を大切にし、複数の目で判断する。
- いじめの早期発見のため、学校や学校の設置者は、月ごとのアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守ることを大切にする。

(3) いじめへの対処

いじめにつながる可能性のある行為を発見したり、情報を受けたりした場合は一人で抱え込まず、速やかに組織で対応することを原則とする。また、いじめを把握した場合の対応の仕方について、平素から職

員の共通理解を図り、組織的な対応のための体制整備を図る。

いじめがあることが確認された場合



- いじめを完全に止めるとともに、いじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。
- いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等丁寧な対応をする。
- 家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携を図る。

(4) 学校と家庭や地域、関係機関の連携

いじめ防止等への対応は、社会全体で生徒を見守り、健やかな成長を促す必要があるため、学校が家庭や地域、関係機関と連携して取り組むことが欠かせない。日頃から生徒に多くの大人が関わることで、いじめの早期発見等につながる場合もあるため、学校内外で生徒と多くの大人が接するような取組を大切にす。いじめの問題への対応には、関係機関との適切な連携が必要。平素から情報共有体制を構築しておく。

3 いじめ問題の理解

(1) いじめをとらえる視点

この基本方針における「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているものとする。

（いじめ防止対策推進法第二条参照）

(2) いじめの様態

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なもの含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮をしたうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

※参照 文部科学省「犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案に関する警察への相談・通報について(通知)」,「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について(通知)」

(3) いじめの認知

個々の行為が「いじめ」に当たるのか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って特定の教員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（法第22条に規定）を活用して複数の教員で行うことを原則とする。

そのため、いじめられた生徒の気持ちに寄り添い、ささいなけんかやふざけ合いであっても軽視せずに、広くいじめの可能性のある事象について認知の対象とする。

《以下の点に配慮する。》

- 本人がいじめられていても言い出せない場合も多々あるので、表情や様子をきめ細かく観察したり、行為の起こったときの本人や周辺の状況等を客観的に確認したりする。
- 行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じていないケースについても、加害行為を行った生徒に対し、適切に指導する。
- 行為を行った生徒に悪意はなかったような場合、そのことを十分加味したうえで対応する。

○いじめられた生徒といじめた生徒の認識に食い違いがあり、事実を正確に把握することができず、問題解決に困難を生じることがある。そのため、いじめにつながった具体的な行為と気持ちを結びつけて考える。

(4) いじめの背景と生徒の気持ち

いじめ問題を理解するために、生徒の育ち、生徒を取巻く状況を多方面から探り、生徒の気持ちを読み取るようにする。そうすることで、いじめ問題の対応への示唆が得られたり、日常的な未然防止にもつながったりする。

①いじめの背景

【家庭】

○心のふれあいの時間が減少したり、基本的な生活習慣など躰が十分になされていなかったりして、相手を思いやる気持ちや、「いじめは絶対許されない」といった規範意識が育ちにくい。

【学校】

○生徒相互の人間関係や教師との信頼関係がうまく築けない。また、授業をはじめとする教育活動によって、満足感や達成感を十分味わえない。

【地域・社会】

○直接的な人間関係が薄れ、異年齢で遊んだり、地域の活動に参加したりする機会が減少し、社会性や協調性が育ちにくい。

また、生徒は生活経験から「いじめは簡単には解決されない。」「解決が不十分だとよけいにエスカレートすることもある。」と感じており、自分からいじめを訴えることをせず、無力感に陥ってしまうことすらある。

②いじめの構造

いじめは力の優位の乱用であり、そのときだけでなく繰り返して継続される。また、意識的かつ集合的に行われるため、いじめられる生徒は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれることもある。

いじめには、ある個人を意図的に孤立させようとする集団の構造の問題が潜んでいる。いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけでなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つ。

いじめの多くが同じ学級の生徒同士で発生することを考えると、学校では、教室全体にいじめを許容しない雰囲気や形成され、傍観者のなかからいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級経営を行うことが欠かせない。

③いじめる生徒の気持ち

「観衆」や「傍観者」を含めたいじめる側の生徒の中には、不安や葛藤、劣等感、欲求不満などが潜んでいることが少なくない。

【いじめの衝動を発生させる原因】

- ①過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする
- ②集団内の異質な者への嫌悪感情や排除意識
- ③ねたみや嫉妬感情
- ④遊び感覚やふざけ意識
- ⑤いじめの被害者となることへの回避感情

二 いじめ防止のための取り組み

1 学校の「いじめ・不登校適応指導委員会」の位置づけ

いじめに関わる問題について、学校・家庭・地域が共に協力して解決の方向を探っていくため、連絡・報告・協議し、対応していく場として設置する。

(1) 構成員

○学校長，教頭，教務主任，生徒指導主事，保健主事，PTA，スクールカウンセラー，市教委

(2) 役割

○「いじめアンケート」の実施 ⇒ 取りまとめ，考察 ⇒ 対応策の検討

○いじめの予防，及びいじめに対する具体的な対処法，指導法の研究

○「いじめの状況に関わる報告書」の作成，教職員の共通認識

○個別相談や相談窓口に寄せられた情報の集約，必要に応じて会を招集，対応を検討

○状況に応じて，スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー，スクールサポーター等の協力を得るとともに，対応が困難な場合の体制を整えておく。

2 いじめ防止等の取り組み

(1) いじめの未然防止・早期発見の取り組み

①いじめの未然防止の取り組み

授業づくりの視点から

【「楽しく力がつく」（重点項目1から）教科授業の充実】

○「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指した授業の改善と，学習内容の定着を図る。

○三観点（ねらい・めりはり・見とどけ）を重視しながら，成就感・達成感のある「わかる授業」のあり方を考え，確実な学習内容の定着を心がける。

○ノーチャイムで2分前着席を行い，時間のけじめを自覚しながら学校生活を送れるようにする。

○理解を深める学習の習慣化，哲人タイムを有効に活用する。

【「相手の気持ちを察し，心に寄り添う」（重点項目2）道徳授業の充実】

○思いやり・友情・生命の尊重・正義・公正公平・よりよい社会の実現などの内容項目を扱う場面で生徒が自分自身の実生活や体験に目を向けられるようにする。

○生徒が，いじめの問題を自分のこととして捉え，考え，議論することにより，いじめに正面から向き合うことができる道徳の学習を工夫する。

○被害者も加害者も，また保護者もいかに辛い思いをするかを「命の尊厳」と合わせ，生徒に訴える。

【「自己をみつめ，他を認める」（めざす生徒の姿2）人権教育の視点に立った授業の充実】

○人権教育の研究を推し進め，他者の思いに共感する授業，自己有用感や自己肯定感を育む授業，かわり合いや表現力が高まる授業づくりについて研究を進める。

○関係機関と連携した「SOSの出し方に関する教育」の推進を図る。

○「相談週間」を毎学期に設定し，個人ごとの相談時間を確保する。

人間関係づくりの視点から

【「自己をみつめ，他を認める」（めざす生徒の姿2）人権同和教育強調月間】

○本校の誇り「歌声（心に響き合わせる歌声）・挨拶（場に応じ，相手がされてうれしい挨拶）・美化（姿に学ぶ縦割り清掃）」に関わる互いのよさを見つめ返す場の設定と評価，今後の方向の検討。

○「人権同和教育強調月間」を年間2回（前期6月，後期11月）設定して取り組み，「学習報告会」において，各学年が学習の足跡を発表し合い他の学年の学習に学ぶ。また，学習のまとめとして作文にまとめる。

【互いを受容し認め合う学級活動】

○修学旅行や登山・キャンプ，校内球技大会や愛郷祭など生徒が気持ちを一つにして取り組むことによって成就感を味わうと共に仲間との協力の大切さに気づき，達成感を味わえるような活動を取り入れる。

○歌声・挨拶・美化（本校の誇り）を中心とした平常活動や行事を通して，互いのよさを認め合う場を設ける。

【交流体験活動の充実】

○10月に職場体験学習を行い、自らの取組を振り返ったり、社会人の方から評価して頂いたりすることで、自己有用感を高められるようにする。

○保中・小中・中高連携の交流を含めた地域と連携した行事等を通して、多様な価値観を認め合ったり、自分に自信を持ったり、生き方にあこがれをもったりできるようにする。

○愛郷活動（ふるさと清掃、愛郷デー、ゴミ拾い登校）を通じて、地域と主体的に関わり郷土や人や自然を愛することができるようにする。

研修の視点から

○「学校いじめ防止基本方針」等の読み合わせ、「いじめチェックシート」や「しなのきアンケート」などの職員研修会を企画し、研修を行う。

関係機関とのネットワークづくり

○必要に応じて、相談機関、警察関係機関との連絡を取り合う。

②いじめ早期発見の取り組み

★早期発見・早期対応の基本

- 1 生徒の変化に気づく
- 2 気づいた変化に関わる情報を収集し、確実に共通理解する
- 3 情報に基づき、速やかに対応する

生徒の実態把握の視点から

【いじめチェックシート調査】

○月に一回「いじめアンケート」を実施し、結果を分析・生徒理解のデータとして職員間で情報を共有したり、生徒と相談を行ったりする。

【定期的な教育相談の実施】

○学期に一回、教育相談の機会をとり、朝や放課後に相談の時間を設定する。

○学年・学級PTAや4月の家庭訪問、12月の保護者懇談の際には、保護者や生徒から人間関係で困っていることがないか、気になることはないか聞くようにする。

○相談カードを用いて、時間と相談したい教員を生徒が決めて担任や相談係に提出し、時間と場所を調整して相談が受けられるようにする。

【しなのきアンケートの活用】

○1・2学期にアンケート結果の分析と支援の方向を検討しながら、生徒一人一人の学校生活満足度や意欲、社会性について現状を把握し、学級経営や見守りたい生徒との面談に生かす。

【生徒との日々のコミュニケーション】

○何気ない日常における会話、日記や生活記録を通して、生徒の気持ちの変化を把握したり、心に寄り添ったりする。

○保健室や図書館における生徒の言葉や会話に耳を傾け、背景にある思いを受けとめるようにする。

【生徒の様子の観察】

○教師が生徒とともに過ごす時間を確保し、生徒の仕草や表情を観察したり、必要に応じて声がけをしたりする。

○授業において、人間関係のトラブルが要因となり友とのかかわりがもちにくい様子が見られたり、気持ちが学習に向かなかつたりする場面がないか、授業中の生徒の様子を丁寧に観察する。

【保護者との連携】

○校内の相談窓口（保健室・教頭）や相談室（保健室横）の存在、スクールカウンセラーのカウンセリングの案内について通知を出して周知し、困った事について遠慮せずに相談できるような体制を整える。

【職員間の連絡】

○からかいやふざけと思われても関係職員にメモ・口頭で報告・情報共有する等、いじめの可能性を発見したり、情報を得たりした職員が一人で抱え込むことなく「いじめの防止等の対策のための組織」等と情報を共有し、指導の方向を適切に判断できるようにする。また、そのための「報告・連

絡・相談」の体制を明らかにしておく。

○職員会・学年会ごとに、生徒に関わる情報を共有し、共通理解に努める。

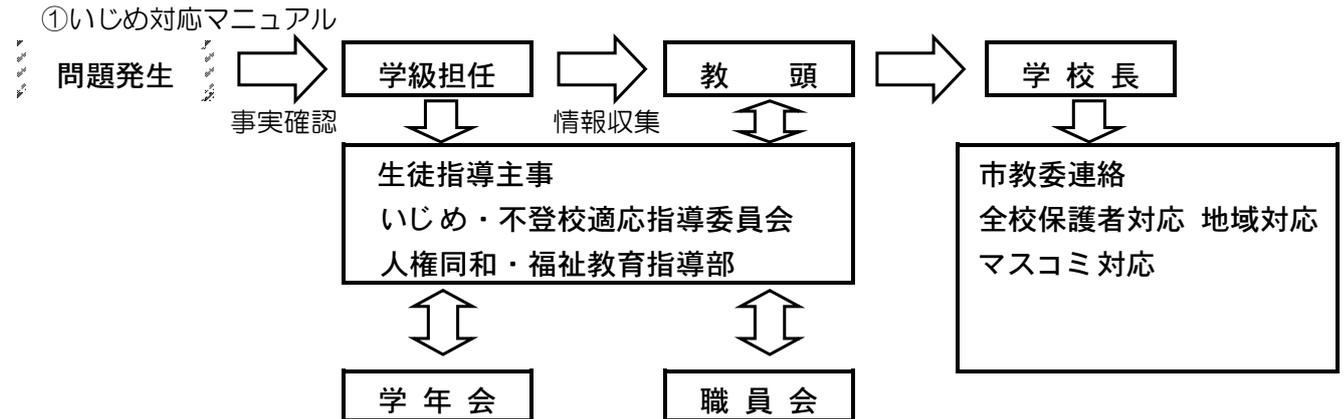
相談窓口の視点から

○年度当初、生徒、保護者向けに、相談機関一覧を各教室に掲示する。

学校への評価

- 保護者・生徒アンケートを行い、学校への意見・要望を集約し、その結果について検討していく。
- 学校評議員会（6月・2月）に於いて、いじめ対策について報告し評価をしていただくと共に、生徒の様子について感想を述べていただき、集約する。

(2) いじめが起きた時の対応



- 「いじめ・不登校適応指導委員会」が組織的な対応の中心とする。
- 具体的な対応をするために、「だれが、何を、どのように、いつまでに」などを事案に応じて決めだしておく。
- 「全体像の把握（事実確認）」、「いじめられた生徒、保護者への支援」、「いじめた生徒への指導と保護者への助言」、「いじめが起きた集団への指導」などの段階の支援・指導のポイントを示しておく。
- 学校の設置者（教育委員会）や関係機関（警察、医療、心理、福祉等）への報告や連携体制を整える。

②支援・指導のポイント

【いじめの発見・通報を受けたときの対応】

- いじめと疑われる行為を発見したり、いじめの通報を受けたりした場合には、一人で判断したり、抱え込んだりせず、必ず誰かに相談する。速やかに「生徒指導主事」「いじめ・不登校適応指導委員会」「教頭」に報告する。
- いじめを目撃したら、その場で阻止する。暴力を伴う時は、即時他の教職員に連絡する。教師が暴力行為などを阻止している場合、他の教職員への連絡は生徒に頼む場合もある。
- 関係職員を含む「いじめの防止等の対策のための組織」の職員が、分担して速やかに関係生徒から、事実と気持ちを正確に聴き取る。
- 聴き取りはできるかぎり、同時刻かつ個別に、また必ず複数で実施する。

【いじめられた生徒へ支援】

- 信頼できる人（友人・教職員・家族・地域の方）と連携し、寄り添える体制を作るとともに、安心して学習やその他の活動に取り組むことができるような環境を整える配慮を行う。
- 「あなたは決して悪くない」というメッセージとともに、「必ず守り通す」ことを伝え、うてで気持ちに寄り添った親身な支援をする。

【いじめた生徒へ】

- いじめを完全にやめさせ、うてで、「いじめは絶対に許されない」という毅然とした態度で指導する。
- 問題の解決を急ぐあまり、形式的に謝罪を促したりすることなく、自分自身の行為を振り返ったり、いじめられた生徒の心情を想像したりしながら、心に落ちるような指導を行う。
- 不満やストレス、背景を理解しつつ、その発散の仕方を考えさせる。

- ・いじめた生徒の背景にも目を向け、健全な人格の成長ができるようにする。
→必要に応じて別室指導・出席停止の措置をとる。（学校教育法に準じて）

【いじめを見ていた生徒へ】

- ・いじめを見ていた、知っていた生徒には自分の問題としてとらえさせ、誰かに伝える勇気をもてるように伝える。
- ・はやし立てたり、同調したりしていた生徒には、行為がいじめに加担するものであることを理解させる。
- ・集団全体が「いじめを絶対になくしていこう」という態度を養えるよう指導する。

【保護者との連携】

- ・いじめが発見された場合は、即日複数教員で関係している生徒の家庭訪問をする。調査結果、事実の報告をする。学校との連絡方法についても話し合う。

(3) ネット上のいじめへの対応

生徒の情報端末機器の所持率の増加に伴い、インターネットを介した誹謗・中傷、名誉毀損や人権侵害などの発生のリスクが高まっていることを認識し、学校や教職員は自ら研修を行う等して情報端末機器の特性を理解するように努める。ネット上のいじめに対応するマニュアルを整備しておく。

- ・未然防止の観点から生徒に対して情報モラル教育を推進すると共に、保護者に対して啓発をする。
- ・生徒間の情報に注意したり、県教育委員会のネットパトロールなどを利用したりして、ネット上のいじめの早期発見に努める。
- ・不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるために関係機関に相談、削除依頼の措置および関係生徒、保護者への指導を行う。

ネットいじめにはどのようなものがあるか

《掲示板・ブログ・SNSでのネット上のいじめ》

- 掲示板等への誹謗・中傷の書き込み。
- 電話番号や写真など実目や個人が特定できる情報を本人に無断で掲載。
- 特定の子どもになりすましてインターネット上で活動を行う。

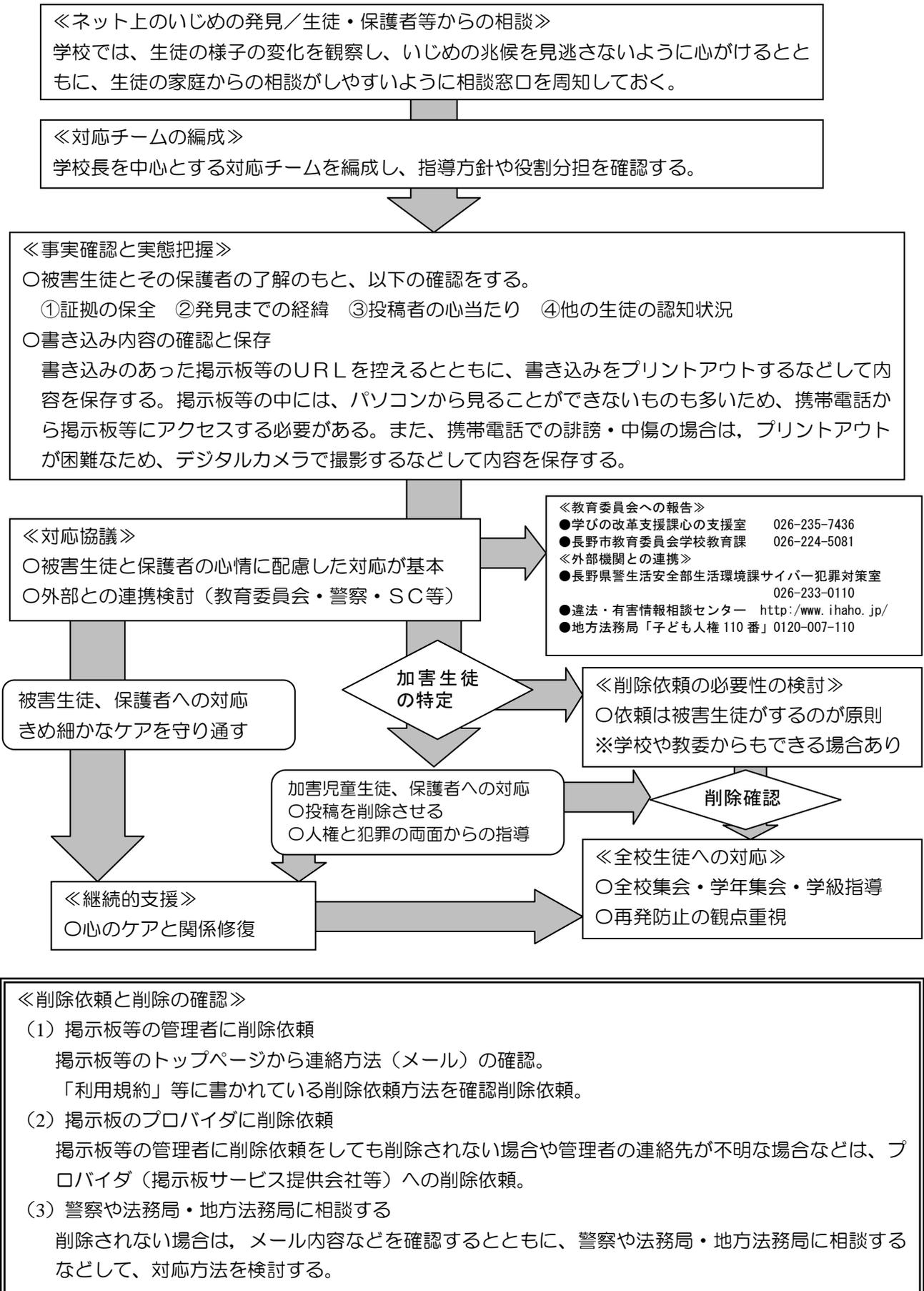
《メールでのネット上のいじめ》

- 誹謗・中傷のメールを繰り返し、特定の子どもに送信する。
- チェーンメールで悪口や誹謗・中傷の内容を送信する。
- なりすましメールで誹謗・中傷などを行う。
- グループ内で特定の子どもに対して、仲間外しにしたり、悪口や不適切な画像を送り合ったりする。

ネットいじめの特徴

- 不特定多数の人から、絶え間なく誹謗や中傷が行われ、短期間で被害が極めて深刻なものとなる。
- インターネットのもつ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる。
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難になるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
- 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用状況を把握することが難しい。また、子どもの利用している無料通話メールアプリ、掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。

【ネット上のいじめへの対応手順】フロー



(4) 関係機関と連携した取り組み

- 家庭環境の劣悪な事例を中心に、中央児童相談所と連携を図る。
- 生徒指導主事が中心となり、必要に応じて警察署と学校と連携する。
- 公民館、スクールカウンセラー等との連携を図る。

(5) 重大事態発生時の対応

重大事態発生時には、いじめられた生徒や保護者を徹底して守り通すとともに、その心情に寄り添い、適切かつ真摯に対応する。

【重大事態とは】

- 一 いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
 - ※「いじめにより」とは、上記の生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。
 - ※「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断する。例えば、「生徒が自殺を企図した場合」、「身体に重大な傷害を負った場合」、「金品等に重大な被害を被った場合」、「精神性の疾患を発症した場合」などのケースが想定される。
 - ※「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とするが、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校又は学校の設置者の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

①報告

重大事態が発生した場合は速やかに長野市教育委員会に報告する。

②初期対応

「学校危機管理マニュアル」にしたがって迅速かつ適正に対応する。

- ・事案発生直後には、まず、その基本的対応について教職員の共通理解を図る。
- ・速やかに「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を立ち上げる。
- ・関係生徒、保護者へ迅速に連絡する。
- ・関係機関（消防・警察・教育委員会等）への緊急連絡と支援の要請を行う。

③事実関係を明確にするための調査を行う

長野市教育委員会の判断の下、速やかに組織を設け、当該重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するため、事実関係を明確にするための調査を行う。

〈調査委員会の設置〉

当該重大事態に応じて、学校は長野市教育委員会の判断の下、調査委員会を設置する。

〈組織の構成〉

「いじめ・不登校適応指導委員会組織」の構成員（学級担任、養護教諭、生徒指導担当、管理職、関係教職員等）必要に応じて、心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー）、その他の関係者（スクールサポーター、保健師、学校評議員、民生委員、弁護士、医師等）を拡充する。

④調査の実施

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。その際、すすんで資料提供・調査協力をするなど調査に全面的に協力する。調査結果を重んじ、主体的に再発防止に取り組む。

〈いじめられた生徒からの聴き取り〉

- ・いじめられた生徒を守ることを最優先としながら、十分な聴き取りを行うとともに、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。
- ・いじめ行為を完全に止め、いじめられた生徒の事情や心情に配慮した上で、状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰の支援や学習支援等をする。

〈いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合〉

- ・生徒の入院や死亡など、いじめられた生徒からの聴き取りが不可能な場合は、当該生徒の保護者の要望・意見を十分に聴取し、迅速に当該保護者と今後について協議し、調査に着手する。
- ・調査方法としては、在籍生徒や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査を行う。

⑤自殺の背景調査における留意事項

生徒の自殺という事態が起こった場合は、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。調査では、亡くなった生徒の尊厳を保持しつつその死に至った経過を検証し再発防止策を構することを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査については、「国の基本方針」の留意事項に十分配慮したうえで、「児童生徒の自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）（文科省）、「児童生徒の自殺が発生した場合の背景調査の初期手順について」（県教育委員会）を参考として実施する。

⑥調査結果の提供及び報告

〈いじめを受けた生徒及びその保護者に対する情報提供〉

いじめを受けた生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する。調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受けた生徒やその保護者に対して適時・適切な方法で説明する。

この情報提供にあたっては次のような配慮をする。

- ・いじめられた生徒及びその保護者と定期的に連絡を取り合い、調査の経過を知らせておく。
- ・他の生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。
- ・質問紙調査等により得られた結果については、いじめられた生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置をとる。

〈調査結果の報告〉

調査結果については、長野市教育委員会に報告する。

いじめを受けた生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添える。

⑦その他の留意事項

重大事態が発生した場合、関係のあった生徒が深く傷つき、学校全体の生徒や保護者、地域にも不安や動揺が広がったり、時には事実に基づかない風評等が流れたりする場合もある。そのため、生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する。